

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多度津町長 丸尾 幸雄

市町村名 (市町村コード)	多度津町 (374041)
地域名 (地域内農業集落名)	豊原地区 (堀江、北鴨、南鴨、袖、道福寺、大木、北条、八幡、下所、桜川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月21日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業振興地域外の地区があり、農地転用による宅地化が進行し、農地と宅地が混在している。
- ・カモ類やアライグマによる獣害が発生しているが、宅地が多く防除作業が難しい。
- ・農事組合法人が複数存在し、順調に集約は進んでいたが、最近は横ばいの状況にある。
- ・宅地化の進行や地主の高齢化により、水路等の農業用施設の管理に支障をきたしている。
- ・基盤整備を求める声はあるが、高低差等の問題から実現には至っていない。

【地域の基礎的データ】

農業経営体:53経営体、担い手12経営体(法人6経営体、個人6経営体)

主な作物:水稻、麦、ブロッコリー

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。
- ・担い手が農業に注力できるよう、農業用施設等管理の省力化に資する事業を積極的に検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	101.29 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	101.29 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理等により農地を維持していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
香川県農地機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業委員、農地利用最適化推進委員及び集積専門員が連携し、所有者の貸付移行や耕作者の経営意向に配慮しながら集積・集約を推し進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
隣接する農地間の高低差や水管理に関する事情を勘案しつつ、大型農機を利用しやすくできるような形状への整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、県普及センター及びJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募り、それぞれの意向を踏まえながら担い手として育成していくため、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため、粗放的管理作業はJAや作業受託グループ等への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--